

訴えの提起をすることについて

下記事件について訴えの提起をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、市議会の議決を求める。

令和2年12月1日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 当事者 原告 周南市

被告 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

被告 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

被告 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

2 事件名 建物明渡等請求事件

3 請求の趣旨

(1) 被告 [REDACTED] は、原告に対し、[REDACTED] を明け渡せ。

(2) 被告 [REDACTED]、被告 [REDACTED] 及び被告 [REDACTED] は、原告に対し、連帯して滞納家賃等（滞納家賃及び滞納駐車場使用料をいう。）及び賃貸借契約解除日の翌日から住宅明渡しの日までの家賃相当損害金等（家賃相当損害金及び駐車場使用料相当損害金をいう。）を支払え。

(3) 訴訟費用は、被告らの負担とする。

(4) 仮執行宣言

4 訴訟遂行の方針

市は、判決の結果、必要がある場合は控訴し、又は上告することができる。